



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 不在者投票を行うことができる施設の指定（県民投票推進課） 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 1
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 2
- 都市計画事業の変更の認可（都市計画・モノレール課） 2
- 県営都市公園の利用料金の承認（都市計画・モノレール課） 3
- 首里城地区内施設の入場料の承認（都市計画・モノレール課） 11
- 海洋博覧会地区内施設の入場料の承認（都市計画・モノレール課） 12

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） 13
- 開発行為に関する工事の完了・9件（南部土木事務所） 13

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立中部病院） 15
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立中部病院） 16

告 示

沖縄県告示第61号

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例施行規則（平成30年沖縄県規則第73号）第43条第2項及び第3項の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成31年 2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定した年月日 平成31年 2月 7日
- 2 指定した施設

名称	所在地
国立療養所宮古南静園	宮古島市平良字島尻888番地

沖縄県告示第62号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成27年沖縄県告示第89号で同意の認定をした佐敷加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成31年 2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第63号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定

により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成31年2月15日

沖縄県文化観光スポーツ部長 嘉手苺 孝夫

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成31年4月6日から同年5月20日まで
- 4 観覧料の額
平成31年度美術館企画展「ホキ美術館名品展」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,300円	1,000円
	大学生及び高校生	1,000円	800円
	中学生及び小学生	700円	500円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第64号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県中部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 沖縄市及びうるま市の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成31年1月29日から同年3月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

沖縄県告示第65号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和62年沖縄県告示第952号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・浦2号浦添カルチャーパーク
- 3 事業施行期間 昭和62年12月28日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更無し
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第66号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり沖縄県総合運動公園の利用料金を承認した。

平成31年 2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄県総合運動公園
- 2 指定管理者 トラステック・ミズノ共同企業体
代表者 株式会社トラステック 那覇市鏡原町7番1号サンパークー松3-C
- 3 利用料金の適用年月日 平成31年 1月 5日
- 4 利用料金の額
(1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 陸上競技場

区分				利用料金の額				備考	
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）		
競技場	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	10,480円	10,480円	20,960円	3,140円	
			高齢者	5,240円	5,240円	10,480円	1,570円		
			児童・生徒	5,230円	5,230円	10,460円	1,570円		
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額（当該入場料に係る消費税の額を含む。以下同じ。）に100を乗じて得た額を加算した額							
専用利用	その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	20,960円	20,960円	41,920円	6,290円			
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に200を乗じて得た額を加算した額						
共用利用		一般・学生	1人1回につき 180円 回数券11回分 1,800円				トレーニング室の利用を含む。		
		高齢者	1人1回につき 90円 回数券11回分 900円						
		児童・生徒	1人1回につき 90円						

			回数券11回分 900円				
トレーニング室	専用利用	一般・学生	1,680円	1,680円	3,360円	490円	
		高齢者	840円	840円	1,680円	240円	
		児童・生徒	840円	840円	1,680円	240円	
	共用利用	一般・学生	1人2時間につき 140円 回数券(11枚) 1,400円				
		高齢者	1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円				
		児童・生徒	1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円				
記者室		1時間につき 2,130円					
運営本部室		1時間につき 2,070円					
会議室		800円	800円	1,600円	230円		
中継スタッフ控室		1時間につき 1,400円					
特別室		1時間につき 1,340円					
放送室		2時間につき 610円				備付けの放送設備の全ての利用を含む。	
カメラマン室		1時間につき 1,320円					
ドーピングコントロール室		1時間につき 640円					
審判室		1時間につき 560円					
記録室		1時間につき 220円					
照明設備	全点灯	1時間につき 25,070円				専用利用の場合のみ徴収する。	
	2分の1点灯	1時間につき 12,530円					
	4分の1点灯	1時間につき 6,260円					
	8分の1点灯	1時間につき 3,130円					
大型映像装置		1時間につき 10,920円				備付けの大型映像装置設備の全ての利用を含む。	
シャワー		1人1回につき 100円					

(3) 補助競技場

区分		利用料金の額				
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)	
専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	一般・学生	3,350円	3,350円	6,700円	1,000円
		高齢者	1,670円	1,670円	3,350円	500円
		児童・生徒	1,670円	1,670円	3,340円	500円

	その他の催物に利用する場合	6,700円	6,700円	13,400円	2,010円
共用利用	一般・学生	1人1回につき 50円 回数券11回分 500円			
	高齢者	1人1回につき 20円 回数券11回分 200円			
	児童・生徒	1人1回につき 20円 回数券11回分 200円			

(4) 蹴球場

区分				利用料金の額		
				9時～17時（1時間につき）	時間外（1時間につき）	
コート	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	全面利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1,520円	1,740円
				高齢者	760円	870円
				児童・生徒	760円	870円
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額		
		2分の1面利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生	760円	870円
				高齢者	380円	430円
	児童・生徒			380円	430円	
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額			
	5分の1面利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生	300円	340円	
			高齢者	150円	170円	
			児童・生徒	150円	170円	
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した額		
その他の催物に利用する場合	全面利用	入場料を徴収しない場合	3,040円	3,490円		
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額			
	2分の1面利用	入場料を徴収しない場合	1,520円	1,740円		
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			

	5分の1面利用	入場料を徴収しない場合	600円	690円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に20を乗じて得た額を加算した額	
第1会議室			470円	540円
第2会議室			220円	250円
照明設備	全点灯		1時間につき 1,910円	
	2分の1点灯		1時間につき 950円	
シャワー			1人1回につき 100円	

(5) 庭球場

区分			利用料金の額（一面につき）	
			9時～17時（1時間につき）	時間外（1時間につき）
センターコート	入場料を徴収しない場合	一般・学生	470円	550円
		高齢者	230円	270円
		児童・生徒	230円	270円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額	
サブコート	一般・学生		400円	470円
	高齢者		200円	230円
	児童・生徒		190円	230円
照明設備			1時間につき 210円	
シャワー			1人1回につき 30円	

(6) 体育館

区分				利用料金の額				備考	
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）		
メインアリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	6,210円	6,210円	12,420円	1,850円	利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。
				高齢者	3,100円	3,100円	6,210円	920円	
				児童・生徒	3,100円	3,100円	6,200円	920円	
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額						
	その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	12,420円	12,420円	24,840円	3,700円			

			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額				
	共用利用		一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円				サブアリーナ及びトレーニング室の利用を含む。
			高齢者	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円				
			児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円				
サブアリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1,620円	1,620円	3,240円	470円
				高齢者	810円	810円	1,620円	230円
				児童・生徒	810円	810円	1,620円	230円
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した額				
	その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,250円	3,250円	6,500円	940円		
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に20を乗じて得た額を加算した額					
	共用利用		一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円				
			高齢者	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円				
			児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円				
トレーニング室	専用利用	一般・学生	1,680円	1,680円	3,360円	490円		
		高齢者	840円	840円	1,680円	240円		
		児童・生徒	840円	840円	1,680円	240円		
	共用利用	一般・学生	1人2時間につき 140円 回数券(11枚) 1,400円					
		高齢者	1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円					
		児童・生徒	1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円					
放送室			2時間につき 610円				備付けの放送設備の全ての利用を含む。	
照明設備	メインアリーナ		1時間につき 3,700円				専用利用の場合のみ徴収する。	
	サブアリーナ		1時間につき 290円					
シャワー			1人1回につき 100円					

(7) 水泳プール

区分				利用料金の額				備考	
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）		
専用 利用	入場料を徴収しない場合	50メートルプール		一般・学生	7,440円	7,440円	14,880円	2,220円	利用するコースが全コースでない場合の利用料金の額は、左記の利用料金の額から1コース当たりの利用料金の額を求め、それに利用するコース数を乗じて得た額とする。
				高齢者	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円	
				児童・生徒	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円	
	25メートルプール	冷水	一般・学生	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円		
			高齢者	1,860円	1,860円	3,720円	550円		
			児童・生徒	1,860円	1,860円	3,720円	550円		
		温水	一般・学生	7,440円	7,440円	14,880円	2,220円		
			高齢者	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円		
			児童・生徒	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円		
	入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額				
共用 利用	50メートルプール		一般・学生	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円					
			高齢者	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円					
			児童・生徒	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円					
	25メートルプール	冷水	一般・学生	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円					
			高齢者	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円					
			児童・生徒	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円					
		温水	一般・学生	1人1回につき 490円 回数券11回分 4,900円					
			高齢者	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円					
			児童・生徒	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円					
	レクリエーションプール		一般・学生	1人1回につき 860円 回数券11回分 8,600円					

	高齢者	1人1回につき 430円 回数券11回分 4,300円
	児童・生徒	1人1回につき 310円 回数券11回分 3,100円
	幼児	1人1回につき 100円 回数券11回分 1,000円

(8) 屋内運動場

区分		利用料金の額		
グラウンド	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に専用利用する場合	全面利用	一般・学生	1時間につき 3,080円
			高齢者	1時間につき 1,540円
			児童・生徒	1時間につき 1,540円
		2分の1面利用	一般・学生	1時間につき 1,540円
			高齢者	1時間につき 770円
			児童・生徒	1時間につき 770円
		4分の1面利用	一般・学生	1時間につき 770円
			高齢者	1時間につき 390円
			児童・生徒	1時間につき 390円
	その他の催物に専用利用する場合	入場料を徴収しない場合		1時間につき 26,080円
		入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の利用料金の額に時間数を乗じて得た額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額
	照明設備	全点灯		1時間につき 2,220円
2分の1点灯		1時間につき 1,100円		
4分の1点灯		1時間につき 550円		
シャワー		1人1回につき	100円	

(9) オートキャンプ場

区分	利用料金の額
泊り	1区画につき 2,710円
日帰り	1区画につき 1,350円
シャワー室	1回につき 100円

(10) 備品等の利用料金

種類		利用料金の額
陸上競技場	棒高跳用一式	100円

	走高跳用一式	100円
	決勝審判台	100円
	着地測定器	100円
	移動障害物一式	100円
	大型映像撮影機	30,420円
	小型映像撮影機	2,640円
	上記以外のもの一点につき	40円
体育館	移動式バスケットリング一式	200円
	体操用フロア	300円
	ハンドボール用ゴール	200円
	バドミントン一式	100円
	バレーボール一式	100円
	卓球台一式	100円
	フェンシング一式	300円
	特設ステージ	1,050円
	体操用具（一種目につき）	200円
水泳プール	水球一式	100円
屋内運動場	レクリエーション用具一式（一種目につき）	100円
	マイク（スタンドを含む。）一本につき	100円
	上記以外のもの一点につき	40円

(注)

- 1 「時間外」とは、9時前又は17時後に有料公園施設等を利用する場合をいう。
- 2 「専用利用」とは、競技会、試合又は練習を問わず、有料公園施設等を独占して利用することをいう。
- 3 「共用利用」とは、専用利用以外の利用をいう。
- 4 「幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 5 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「一般・学生」とは、幼児、児童・生徒及び高齢者以外の者（3歳未満の者を除く。）をいう。
- 8 「入場料」とは、入場料、整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 9 「泊り」とは、利用当日の翌日21時までオートキャンプ場を利用する場合をいう。
- 10 「日帰り」とは、利用当日の21時までオートキャンプ場を利用する場合をいう。

備考 次の者からは利用料金を徴収しない。

- 1 3歳未満の者
- 2 レクリエーションプール以外の有料公園施設等を利用する幼児

(11) 空調利用料金

種類	単位	利用料金の額
----	----	--------

陸上競技場	記者室	1時間までごとに	320円
	運営本部室	1時間までごとに	250円
	会議室	1時間までごとに	250円
	中継スタッフ控室	1時間までごとに	170円
	特別室	1時間までごとに	190円
	放送室	1時間までごとに	220円
	カメラマン室	1時間までごとに	190円
	ドーピングコントロール室	1時間までごとに	130円
	審判室	1時間までごとに	110円
	記録室	1時間までごとに	90円
	映像操作室	1時間までごとに	90円
蹴球場	第1会議室	1時間までごとに	240円
	第2会議室	1時間までごとに	120円

沖縄県告示第67号

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）第10条第4項の規定により、次のとおり首里城地区内施設の入場料を承認した。

平成31年 2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 首里城地区内施設
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 入場料の適用年月日 平成31年 2月 1日
- 4 入場料の額

(1) 次の表に定める施設に入場しようとする場合の入場料

区分		入場料（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
首里城地区内施設	一般	820円	660円
	高校生	620円	490円
	中学生及び小学生	310円	250円

備考

- 1 「一般」とは、「高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「高校生」とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で入場する場合をいう。
- (2) 1年間を通して次の表に定める施設に入場しようとする場合の入場料

区分	入場料（1人につき）

首里城地区内施設	一般	1,640円
	高校生	1,240円
	中学生及び小学生	620円

備考

- 1 「一般」とは、「高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「高校生」とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

沖縄県告示第68号

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）第10条第4項の規定により、次のとおり海洋博覧会地区内施設の入場料を承認した。

平成31年2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 海洋博覧会地区内施設
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 入場料の適用年月日 平成31年2月1日
- 4 入場料の額

(1) 次の表に定める施設に入場しようとする場合の入場料

区分		入場料（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
海洋博覧会地区内施設（水族館に限る。）	一般	1,850円	1,480円
	高校生	1,230円	980円
	中学生及び小学生	610円	490円

備考

- 1 「一般」とは、「高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「高校生」とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で入場する場合をいう。
- (2) 1年間を通して次の表に定める施設に入場しようとする場合の入場料

区分		入場料（1人につき）
海洋博覧会地区内施設（水族館に限る。）	一般	3,700円
	高校生	2,460円
	中学生及び小学生	1,220円

備考

- 1 「一般」とは、「高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「高校生」とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン南城大里 南城市大里字高平高宮城原97番2ほか10筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 加藤久誠
- 3 法第8条第1項の規定による南城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成31年2月15日から同年3月15日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年2月15日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年7月11日 沖縄県指令南土第709号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字上田原国川原26番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市西原一丁目21番7号ピリアンフリーデ201 名嘉山興隆
- 5 検査済証番号 平成30年12月18日 N第908号
- 6 工事完了年月日 平成30年12月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年2月15日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年11月7日 沖縄県指令南土第1123号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字古堅長堂原820番1ほか8筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南城市知念字久手堅275番地の1 社会福祉法人立命会 理事長 友名孝子
- 5 検査済証番号 平成30年12月18日 N第909号
- 6 工事完了年月日 平成30年12月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年2月15日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年12月18日 沖縄県指令南土第1241号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字小城小城原79番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字伊良波552番地5 ネクステージはるひ203号室 豊里貴

樹

- 5 検査済証番号 平成30年12月20日 N第910号
- 6 工事完了年月日 平成30年12月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年2月15日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年12月14日 沖縄県指令南土第1237号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波仙原609番18
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平709番地の1カンパネラ203号室 野原健伍
- 5 検査済証番号 平成30年12月20日 N第911号
- 6 工事完了年月日 平成30年12月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年2月15日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年1月26日 沖縄県指令南土第39号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波仙原609番15
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城566番地8ドミールとよみ302号 西森章
- 5 検査済証番号 平成30年12月20日 N第912号
- 6 工事完了年月日 平成30年12月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年2月15日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年3月27日 沖縄県指令南土第284号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平前原803番1及び803番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字宜次660番地1丸市マンション4-C 島袋貴光
- 5 検査済証番号 平成30年12月26日 N第913号
- 6 工事完了年月日 平成30年12月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年2月15日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年5月10日 沖縄県指令南土第486号、平成30年2月19日 沖縄県指令南土第147号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字長堂仲毛原109番14及び109番15
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字真玉橋278番地2SHTビル301 垣花一郎

- 5 検査済証番号 平成31年1月7日 N第914号
- 6 工事完了年月日 平成30年12月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年2月15日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年5月7日 沖縄県指令南土第538号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄東原84番及び85番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字長堂305番地8 株式会社T A K Eらぼ 代表取締役 武内陸幸
- 5 検査済証番号 平成31年1月11日 N第915号
- 6 工事完了年月日 平成30年12月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年2月15日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年8月14日 沖縄県指令南土第817号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛島之前原397番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字伊覇251番地コーポ新2-A 森田和俊
- 5 検査済証番号 平成31年1月11日 N第916号
- 6 工事完了年月日 平成30年12月24日

病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成31年2月15日

沖縄県立中部病院長 本 竹 秀 光

- 1 調達する特定役務の種類
 - (1) 業務名 沖縄県立中部病院清掃業務
 - (2) 業務内容 清掃業務
 - (3) 履行期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成31年1月1日現在において5年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が50人以上であること。
 - (4) 従業員制服制度があること。
 - (5) 過去2年間に県内において、手術室、集中治療室、感染症病床等清潔区域を含む病床数200床以上の病院の清掃業務の実績を2件以上有していること。
 - (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第25条に規定する基準に適合していること。
 - (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第

1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 誓約書

ウ 営業概要書

エ 病院の清掃業務に関し直近2事業年度の契約実績を証明する書類

オ 営業に必要な許可等を得たことを証明する書類の写し及び営業上の許可、認可、登録及び届出の一覧表

カ 法人にあつては、登記事項証明書

キ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

ク 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証明する書類

ケ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

コ その他入札説明書に定める書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県立中部病院ホームページから様式をダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立中部病院総務課 〒904-2293 うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111

(3) 申請書等の受付期間 平成31年2月15日（金曜日）から同年3月1日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、郵送により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成33年3月31日までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県病院事業局が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立中部病院が実施する清掃業務に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成31年2月15日

沖縄県立中部病院長 本 竹 秀 光

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県立中部病院清掃業務 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 平成31年2月15日付け沖縄県公報定期第4719号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県立中部病院清掃業務に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守できる者であること。
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県立中部病院ホームページから様式をダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する期間及び場所

- (1) 時期 平成31年2月15日（金曜日）から同年3月1日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立中部病院総務課 〒904-2293 うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成31年2月15日（金曜日）から同年3月27日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成31年3月28日（木曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県立中部病院2階応接室

6 入札保証金 見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を5(1)の日時まで3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県立中部病院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成31年2月15日（金曜日）から同年3月27日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立中部病院総務課
- (2) 所在地 〒904-2293 うるま市字宮里281番地
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 長期継続契約について 当該契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定及び沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に基づく契約である。また、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができるものとする。
- 13 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 平成31年3月27日（水曜日）午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) JOB
Okinawa Prefectural Chubu Hospital Cleaning duties(indoor and outdoor)
- (2) PERIOD OF CONTRACT
April 1, 2019 to March 31, 2021
- (3) DEADLINE FOR BIDS
March 28, 2019 10:00 a.m.
- (4) CONTACT
Administration Division Okinawa Prefectural Chubu Hospital
281 Miyazato, Uruma City, Okinawa, 904-2293, Japan
Telephone 098-973-4111

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 国際印刷
〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号